

身体拘束に関する指針

社会福祉法人元気寿会
特別養護老人ホーム幸の郷



身体拘束ゼロ対策等行動制限防止に係る規程

(総則)

第1条 特別養護老人ホーム幸の郷（以下「当施設」という。）では、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行なわない。

2 当施設では身体拘束に関し、次の方針を定め、常に施設内に周知徹底させ、身体拘束ゼロを目指す。

- ① 身体拘束を必要としない状態の実現を目指し、全職員が一丸となって身体拘束防止に取り組む。
- ② 入居者の人格を尊重し、全職員が身体拘束防止に関して共通の認識と行動を持つように努める。
- ③ 事故が起きない環境を整備し、臨機で柔軟な体制を確保する。
- ④ 常に代替的な方法を考慮し、やむを得ず身体拘束を行なう場合は、極めて限定期に行なう。

(目的)

第2条 入居者の自立を支援することを目的として、人権擁護の観点から日常生活の質を保障するため「自立支援」とは何かを全職員で討議し、身体拘束ゼロの介護実践に向けて活動する。

(身体拘束廃止推進委員会の設置)

第3条 前条に基づき入居者に対して適切な判断と具体的な対応を図るために、身体拘束廃止推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、3ヶ月に1回（必要に応じてその都度開催）開催し、入居者に対する身体拘束廃止及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について協議し検討を重ね熟慮し決定する

3 委員会委員の構成

委員会委員は、次に掲げる者で構成する。

- （1）施設長
- （2）生活支援課長
- （3）生活相談員
- （4）生活支援員
- （5）看護師
- （6）介護支援専門員
- （7）その他施設長が必要と認める者

以上をもって組織し、委員長は、施設長がこれにあたる。

4 委員会は、職員に対し身体拘束ゼロに関する研修指導を年に2回以上必ず行なう。

(身体拘束廃止推進委員会での協議)

第4条 第1条の2項の④の規定により入居者の身体拘束を行なう必要性が生じた場合、委員会は次の内容に基づき検討を行なう。

- ① 入居者又は他の入居者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと判断された場合。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する方法が無いと判断された場合。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(身体拘束その他行動制限について)

第5条 入居者が前条における要件を全て満たしていると委員会が判断した場合は、遅滞することなく、委員長は、職員に対して次の内容を指示する。

- ① 入居者又は家族へ連絡を行い、身体拘束に関する説明書（様式第1号）に基づいて入居者又は家族へ対し詳細な説明を行なう。
- ② 入居者又は家族の同意を得た上で入居者に対して身体拘束その他行動制限が行なわれる場合は、入居者の態様、時間及び心身の状況を記録する。
- ③ 身体拘束その他行動制限が行なわれている場合は、解除することを目標に委員会において、緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録（様式第2号）に基づき継続的な会議を開催する。

(当該指針の閲覧について)

第5条 この指針は、入居者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、ホームページに掲載などを
行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

(附則)

この規程は、平成28年 12月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 12月 6日から施行する。